

介護保険施設等整備・運営事業者の選定等に関する有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 函館市介護保険事業計画に掲げる介護保険施設等を整備・運営する事業者を選定するにあたり、公平公正かつ客観的な立場からの意見を徴するため、介護保険施設等整備・運営事業者の選定等に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 函館市介護保険事業計画に掲げる介護保険施設等の整備・運営事業者の選定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 有識者会議は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験者のうちから市長が指定する者とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、前条の指定の日から、その日の属する函館市介護保険事業計画の計画期間の末日までとする。

(会議)

- 第6条 有識者会議は、必要の都度、保健福祉部長が招集する。
- 2 会議の議長は、会議の都度、出席委員の互選により選任する。
 - 3 会議は、3人以上の委員が出席しなければ開くことができない。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第7条 有識者会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、議長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。